

○ 報告第3号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日に公布され、一部を除き令和8年4月1日から施行することとされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市税条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

（令和8年3月31日 令和7年度専決第18号）

1 市民税

- ① 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用期限を5年延長し、令和25年度分の個人の市民税及び居住年が令和12年であるものまで延長することとし、併せて所要の規定の整備を行うこととした。（附則第7条の3関係）
- ② 特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、一部期限を設けずに適用することとした。（附則第6条関係）
- ③ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人の市民税まで延長することとした。（附則第8条関係）
- ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度まで延長することとした。（附則第17条の2関係）
- ⑤ 所得割の納税義務者が特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている業者を通じて取引される暗号資産等）を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により当該所得割を課することとした。（附則第19条の3関係）
- ⑥ 公的年金等受給者について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない者のうち一定の者は、扶養親族等申告書を提出するものとした。（第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係）
- ⑦ 所要の条文整理（第33条、第34条の7、附則第7条の4、附則第8条、附則第9条の2、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第17条の3、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3関係）

2 固定資産税

- ① 家屋及び償却資産に係る免税点を次のとおり引き上げることとした。（第63条関係）

区 分	改正前	改正後
土地	30万円	30万円（変更なし）
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）に該当する一定の家屋のうち、一定の基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る固定資産税について、条例で定める割合に相当する額を減額する措置が講じられたことに伴い、参酌基準と同じ3分の1を減額割合として設定（軽減期間2年間）することとした。（附則第10条の2、第21条の2、第21条の3関係）
- ③ 一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、法改正に伴い課税標準に乗ずる割合を新たな参酌基準と同じ割合に改定することとした。（附則第10条の2関係）
- ④ 新築住宅（長期優良住宅を含む。）に係る固定資産税の税額の減額措置等について、見直しを行った上で適用期限を5年間延長し、令和12年度末とすることとした。（附則第10条の3関係）
- ⑤ 所要の条文整理（附則第10条の4関係、附則第10条の5関係）

3 軽自動車税

- ① 環境性能割が廃止されたことに伴い、関係の規定を廃止するとともに、種別割の名称を軽自動車税に改めることとした。（第18条の3、第80条、第81条、第81条の3から第81条の9まで、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条まで、附則第15条の2から第15条の6まで、附則第16条、附則第16条の2、附則第5条の規定による大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大仙市条例第22号）第6条の改正規定関係）
- ② 排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない軽自動車に対する軽減措置（グリーン化特例）について、令和9年度分まで適用期限を延長することとした。（附則第16条関係）
- ③ 所要の条文整理（第19条、第91条、附則第16条、附則第16条の2関係）

4 施行期日 一部を除き令和8年4月1日

5 所要の経過措置

○ 報告第4号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）が公布され、令和8年4月1日から施行することとされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めます。（令和8年3月31日 令和7年度専決第19号）

1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げることとした。（第2条、第23条関係）

2 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額基準について、これらの額を算定する場合における被保険者等の数に乗ずる金額を、5割減額世帯にあっては30万5,000円から31万円に、2割減額世帯にあっては56万円から57万円に引き上げることとした。（第23条関係）

3 施行期日 令和8年4月1日

○ 報告第5号 専決処分報告について（令和7年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更）

※ 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計に令和7年度大仙市一般会計から繰り入れる額の上限額を131,387千円から141,477千円（10,090千円増）に変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めます。（令和8年3月31日 令和7年度専決第20号）

○ 報告第6号 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第16号）

補 正 額 3,365,402 千円
 補正後の予算総額 53,225,835 千円

【歳 出】

(単位：千円)

所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 財政調整基金積立金	800,000				800,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
	2. 地域振興基金積立金	103,000			3,000 (農林業費寄附金)	100,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
	3. 公共施設適正管理基金積立金	400,000				400,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
	4. 大仙市庁舎整備基金積立金	300,000				300,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
企画部	5. 「ふるさと納税制度」関連経費	59,181				59,181	目標額を上回る寄附額となったことに伴う委託料等の補正
	6. ふるさと応援基金積立金	1,140,249			1,140,249 (ふるさと応援寄附金)		ふるさと応援寄附金の確定に伴う基金積立金の補正
健康福祉部	7. 地域福祉振興基金積立金	50,010			10 (民生費寄附金)	50,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
	8. 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業費負担金	△ 100,079				△ 100,079	実績額の確定に伴う負担金の減額補正
農林部	9. 森林経営管理制度事業費	2,951				2,951	譲与税配分額の確定に伴う事業費の増額補正（基金への積立）
スポーツ文化部	10. スキー場事業特別会計繰出金	10,090				10,090	管理協定に基づく年末年始期間中の営業休止・縮小に伴う指定管理料の変更に係る特別会計繰出金の補正
教育委員会	11. 大仙市学校施設再編整備基金積立金	600,000				600,000	各譲与税及び交付金等の確定、及び歳出決算見込に伴う基金積立金の補正
財源振替	屋内遊び場施設整備事業費				5,100 (民生費寄附金)	△ 5,100	
	プラスチック資源循環事業費				900 (衛生費寄附金)	△ 900	
	住宅リフォーム支援事業費				1,000 (住宅費寄附金)	△ 1,000	
合 計		3,365,402			1,150,259	2,215,143	

(単位：千円)

繰越明許費 (追加)	事業名	金額
	物価高対応子育て応援手当	1,614

○ 報告第7号 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第4号)

※年末年始期間中に営業休止・縮小を余儀なくされたことに伴う指定管理料の変更に係る委託料の補正

補正額	10,090 千円
補正後の予算総額	141,511 千円

○ 議案第57号 財産の取得について

※ 次のとおり財産を取得することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車 4台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 37,620,000円
- 4 取得の相手方 株式会社高義商会（湯沢市川連町字万九郎屋布32番地）
- 5 納入期限 令和8年10月30日

